

高圧ガス関係事業所長 様

千葉市消防局長
(公 印 省 略)

大規模地震及び津波に係る対策の危害予防規程への追加について（通知）

初秋の候、皆様におかれましては、益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から本市の高圧ガス保安行政に御理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス保安法の関係省令が改正され、危害予防規程に定める事項が下記のとおり追加となり、令和元年9月1日に施行されました。

既に危害予防規程の届出をしている事業所につきましては、1年間の猶予期間があることから令和2年8月31日までに、危害予防規程を改正して届出をされますようお願いいたします。

記

1 大規模な地震に係る対策の追加

(1) 対象事業所

高圧ガス保安法に規定する全ての第一種製造者

(2) 追加する内容

大規模な地震に係る防災及び減災対策

2 津波に係る対策の追加

(1) 対象事業所

高圧ガス保安法に規定する全ての第一種製造者のうち、津波防災地域づくりに関する法律により、津波浸水想定が設定された区域内にある事業所（※別紙参照）

(2) 追加する内容

各省令に規定された津波対策（※別紙参照）

担 当：千葉市消防局予防部指導課保安係
土井・竹内・佐藤・岩田
電 話：043-202-1672
E-mail：shido.FPP@city.chiba.lg.jp

- 1 津波防災地域づくりに関する法律により津波浸水想定が設定された区域内の確認方法
下記URLの「ちば情報マップ」で確認できます。

ちば情報マップ <https://www.pref.chiba.lg.jp/jousei/chibamap/index.html>

【確認手順】

- (1) 上記 URL からページに入り、ちば情報マップを選択する。
- (2) 以下の①②の順番で選択する。



- (3) 利用上の注意点を確認のうえ、「同意する」を選択する。
- (4) 以下の画面から、事業所所在地を検索する。
検索したい地点を選択すると、画面左に最大浸水深 (m) が表示される。
※浸水深が0 mを超える場所が、津波浸水想定区域となります。



2 津波に係る対策に追加する内容

- (1) 津波に関する警報が発令された場合における当該警報の伝達方法、避難場所、避難の経路その他の避難に関すること。
- (2) 津波に関する警報が発令された場合における作業の速やかな停止、設備の安全な停止並びに避難時間の確保に係る判断基準、手順及び権限に関すること。
- (3) 津波に関する防災に係る必要な教育、訓練及び広報に関すること。
- (4) 津波による製造設備又は貯蔵設備の破損又は流出による事業所内及び周辺地域において想定される被害並びに当該被害が及ぶと想定される地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対する当該被害の想定に係る情報提供に関すること。（当該事業所の所在地における津波浸水想定が三メートルを超える場合に限る。）
- (5) 充填容器等（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。以下この号において同じ。）の事業所からの流出防止を図るための措置並びに流出した充填容器等の回収方針に関すること。（当該事業所の所在地における津波浸水想定が一メートル（車両に固定した容器に係る事項にあつては、二メートル）を超える場合に限る。） （冷凍則は除く）
- (3) 津波に関する警報が発令された場合における緊急遮断装置、防消火設備、通報設備、防液堤その他の保安に関する設備等の作業手順及び当該設備等の機能が喪失した場合における対応策に関すること。
- (4) 津波による被害を受けた製造施設の保安確保の方法に関すること。